

## I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

### 1 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護費

基本部分		注 准看護師によりサービス提供が行われる場合	注 通所サービス利用時の調整(1日につき)	注 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	注 特別地域定期巡回・随时対応型訪問介護看護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問看護加算	注 特別管理加算	注 ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5, 666 単位) 要介護2 ( 10, 114 単位) 要介護3 ( 16, 793 単位) 要介護4 ( 21, 242 単位) 要介護5 ( 25, 690 単位)	-62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位 ×98／100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位	+15／100	+10／100	+5／100	1月につき +315単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上 ターミナル ケアを行つ た場合 +2, 000 単位
ロ 定期巡回・随时対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 5, 666 単位) 要介護2 ( 10, 114 単位) 要介護3 ( 16, 793 単位) 要介護4 ( 21, 242 単位) 要介護5 ( 25, 690 単位)	-91単位 -141単位 -216単位 -266単位 -322単位 -62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき -900単位						
ハ 初期加算		(1日につき +30単位)								
二 退院時共同指導加算 一休型定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要なのみ 算定可能		(1回につき +600単位)								
ホ 総合マネジメント体制強化加算		(1月につき 1, 000単位を加算)								
△ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)									
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)									
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137／1000)	注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100／1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55／1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90／100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80／100)									

: 「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随时対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### [脚注]

- 1. 単位数算定記号の説明
- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○／100 ⇒ 所定単位数 × ○○／100
- +○○／100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○／100